

## 質問書回答

2018年9月14日

「2018年度案件別外部事後評価:パッケージⅣ-3(パキスタン、ミャンマー)(一般競争入札(総合評価落札方式))」

(公示日:2018年9月5日/公示番号:180290)について、質問の回答は以下のとおりです。

通 番	当該頁項目	質問	回答
1	P16 (4)パキスタン「空港保安強化計画」現地調査 箇条書き第2点3~4行目「したがって、安全対策に必要な経費(警護、衛星携帯電話、警備員備上、安全対策施設費等)を計上すること。」	当該頁項目に記されている安全対策に必要な経費は、価格競争の対象となりますか。それとも、入札書において別見積りにすることができますか。	本件は一般競争入札のため、別見積りは認められません。通番2への回答を踏まえて、必要な安全対策経費を入札価格に含めてください。  なお、入札説明書「4. 実施方針および留意事項(4)」(p.16)に記載の以下の一文については削除します(本件は契約金額の交渉を実施しないため)。 <u>「但し、契約金額への計上要否やその金額については契約交渉時に協議する。」</u>
2	P16 (4)パキスタン「空港保安強化計画」現地調査 箇条書き第2点3~4行目「したがって、安全対策に必要な経費(警護、衛星携帯電話、警備員備上、安全対策施設費等)を計上すること。」	弊社は別案件に従事した際、「パキスタン安全ブリーフィング」という資料を受け取っております(2017年3月)。これによれば、「カラチ渡航の際はランドクルーザー相当の車両を使用し、武装警備を同乗させること」とあります。 ● 本件業務の見積もりにはこの指示を適用する必要がありますか。 ● イスラマバードとラホールでの現地調査ではセダンタイプの車両を使用し、武装警備の同乗は不要、との理解で間違いありません	本業務では、カラチは現地調査補助員のみでの調査を想定しているため、左記資料における指示の適用は必須ではありません。イスラマバードとラホールにおいては、使用車両のタイプ及び武装警護の同乗の要否に関し、業務渡航の条件として特段決めていません。

通番	当該頁項目	質問	回答
		か。	
3	同上	<p>このような安全対策を別見積りにできるかどうかについて、先日質問をしましたが、回答の掲示がまだありませんので、追加で質問いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● もし、別見積りではない場合、安全対策費用は価格入札においてどのような取り扱いになりますか。必要な安全対策をしたために、価格が他社より高くなることを懸念しています。</li> </ul>	通番 1 の質問回答をご確認ください。
4	入札説明書 P.16、第 2 II. 4. (4)	「首都への渡航は行うものの…机上評価を行うこととなる」とのことですが、イスラマバードでの国際空港の実査を含む現地調査は本業務従事者が実施するとの想定と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
5	同上	上記に関連しますが、実施機関である民間航空庁の本庁はカラチにあるので、実施機関に対する説明・協議等の際には実施機関の担当者がイスラマバードに来て頂けると想定してよろしいでしょうか？	実施機関関係者をイスラマバードへ招聘することは可能です。経費も入札価格に含めてください。
6	同上	「JICA が提供する安全管理方針」は事前に提供していただけますか？	契約開始後にご提供します。

以上